

「台湾・香港観光プロモーション業務」に係る企画提案コンペティション質問回答

	質 問	回 答
1	最終審査を対面式でのプレゼンテーションで行った際に、施策実施に必要なウェブサイト等の投影は可能でしょうか。施策実施には弊社運営のウェブサイト等を活用予定のため、施策のイメージを更にわかりやすくお伝えできるかと思っておりますので、投影が可能か確認させて頂けますと幸いです。	オンライン・対面いずれの審査形式にかかわらず、プレゼンテーション審査の際にWebサイトの投影は認められません。Webサイトのスクリーンショットを企画書に添付頂く、Webサイトのリンクを記載いただくなどご対応頂ければ幸いです。
2	【仕様書3. 対象市場及び訴求ターゲット人物像（ペルソナ）及び訴求コンテンツ方針について（1）台湾市場】 月収想定が4-6万円とありますが、4-6万台湾ドルとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、4-6万台湾ドルというご認識で間違いございません。
3	今年度香港台湾市場においてOCVBが参加を予定している旅博はありますでしょうか？ご教示ください。	現時点で単独出展を予定している旅行博覧会はございません。
4	【仕様書3. 対象市場及び訴求ターゲット人物像（ペルソナ）及び訴求コンテンツ方針について（2）香港市場】 月収想定が3万香港元とありますが、3万香港ドルとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、3万香港ドルというご認識で間違いございません。
5	「報告の際には広告換算値等可能な限り成果がわかりやすく可視化される手法を用いること。」 広告換算値の定義についてご教示ください。 例えば調査パネルを活用した「沖縄に対する好意・愛着度」についてのアンケートを実施した場合は広告換算値で報告が難しいと考えています。この場合における、広告換算値の定義についてご教示ください。	広告換算値は「成果を分かりやすく可視化する」手段の一つとして本仕様書で例示させて頂きましたが、企画書にて設定頂く効果測定指標に基づき効果測定手法や成果報告方法も変わってくるという認識のため、広告換算値がご提案頂く効果測定指標に適していない場合は、 必ずしも広告換算値を用いた成果報告をご提案・実施頂く必要はございません。 また、 現段階では「広告換算値」の定義は設定いたしません。 本業務の受託事業者様の知見に基づいたご提案をベースに最終的に定義していきたいと考えておりますので、「広告換算値」に限らず可能な限り成果が可視化されるような手法をご提案ください。
6	委託内容(1)について、①～⑤までのうち2項目以上を実施することとありますが、複数の要素が組み合わさったものが、提案内容として作られた場合、2項目以上としてカウントされますか？	はい、2項目以上としてカウントいたします。
7	当該案件では弊社グループ会社も施策を実施する可能性があるのですが、その際に企画コンペ参加申込書の【共同企業体構成企業】欄に当該企業名の記載は必要でしょうか。それとも、委託業務実施体制表への記載などで問題ないでしょうか。	本業務を受託頂いた場合の、共同企業体として両社事業を受託・契約されるか、グループ会社様を再委託先とするか、ご希望される契約形態によりご判断ください。

8	<p>コンソーシアム企業として参加を予定しております。</p> <p>そのため申込書の作成しているのですが、コンソーシアム企業の場合、入札条件を満たさない弊社が幹事企業として申込書の「連絡担当者」欄に、弊社の名前を記載しても問題ないでしょうか。入札条件を満たしている企業の記載が必要でしょうか。</p>	<p>本業務のすべての応募書類の「連絡担当者」欄には幹事企業様のご担当者様を記載ください。なお、幹事企業様及び共同企業体を構成するすべての事業者様は本業務応募要綱の4. 応募資格を満たす必要がございます。</p>
9	<p>●仕様書4. 委託内容（1）②「ファン参加型オンラインキャンペーン」とはどのような内容をイメージされていますでしょうか。</p>	<p>具体的な内容について踏み込んだ回答は難しいのですが、キャンペーン参加者を募り、参加者がオンライン上で自分自身のお気に入りの沖縄を積極的に発信するよう動機付けし、発信頂く事でファンの心の中の沖縄のイメージを再認識させ、かつ外部への沖縄の発信を促すような施策をご提案ください。</p>
10	<p>●仕様書4. 委託内容（2）で制作するクリエイティブの使用用途（媒体）は何になりますでしょうか？</p> <p>委託内容（1）と含めてご提案すれば良いのでしょうか？</p>	<p>はい、ご認識の通り仕様書4 委託内容（1）にて要求されている各種プロモーション施策にてクリエイティブの活用を想定しております。</p>
11	<p>【仕様書】3ページ</p> <p>4. 委託内容（1）のプロモーションについてのご質問です。台湾及び香港市場の各市場2項目以上実施することありますが、例えば同一インフルエンサーが台湾・香港に対して発信を行い、また別施策にてバーチャルツアーを台湾・香港両市場それぞれに対して配信する場合、各市場にてそれぞれ2項目以上の実施とカウント可能でしょうか？</p>	<p>はい、ご認識の通り1つの施策が繁体字圏である台湾・香港両市場で実施される場合はそれぞれ1項目の実施とカウントすることが可能です。</p> <p>実施事項と各市場での実施回数の例として、以下ご参照ください。</p> <p>◆実施事項</p> <p>①台湾・香港向けインフルエンサー情報発信</p> <p>②台湾・香港向けバーチャルツアー</p> <p>◆各市場での実施回数</p> <p>台湾→インフルエンサー情報発信、バーチャルツアー 計2回</p> <p>香港→インフルエンサー情報発信、バーチャルツアー 計2回</p>
12	<p>■「台湾・香港現地での沖縄ファン向けイベント」について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大によるイベント中止の際、別日もしくは別途イベントを開催する必要がありますでしょうか。</p> <p>※代替案は、イベント以外の施策でも問題はないか。</p> <p>また、イベント中止に伴う諸経費（キャンセル料等）は、本事業の費用として精算することが可能でしょうか。</p>	<p>はい、代替案はイベント以外の施策でも問題ございません。</p> <p>また、イベント中止に伴うキャンセル料等の諸経費については、状況に応じて本事業の費用として精算することは可能でございます。</p>